２の概略資料

第６期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・第２期加賀市障がい児計画の策定について（案）

１　計画策定の趣旨

本計画は、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応し、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくりの実現に向けて障がい者施策の一層の推進を図るため、平成 30 年 3 月に策定した「第 5 期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画、第 1 期加賀市障がい児福祉計画」の見直しを行い、新たに令和 3 年度からの 3 年間の計画として策定するものです。

２　計画の概要

（１）計画の位置づけ

本計画は、

・加賀市障がい者計画
（障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」）
・加賀市障がい福祉計画
（障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」）
・加賀市障がい児福祉計画
（児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」）

で構成し、これらを「障がいのある人（子ども）のサポートプラン」として一体的に策定するものです。

「加賀市障がい者計画」は、本市における障がい者施策の基本的な考え方や方向性を、「加賀市障がい福祉計画」・「加賀市障がい児福祉計画」は、障害福祉サービス・障がい児支援等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策等を定めるものです。

また、「加賀市総合計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、本市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定します。

計画の関連イメージ

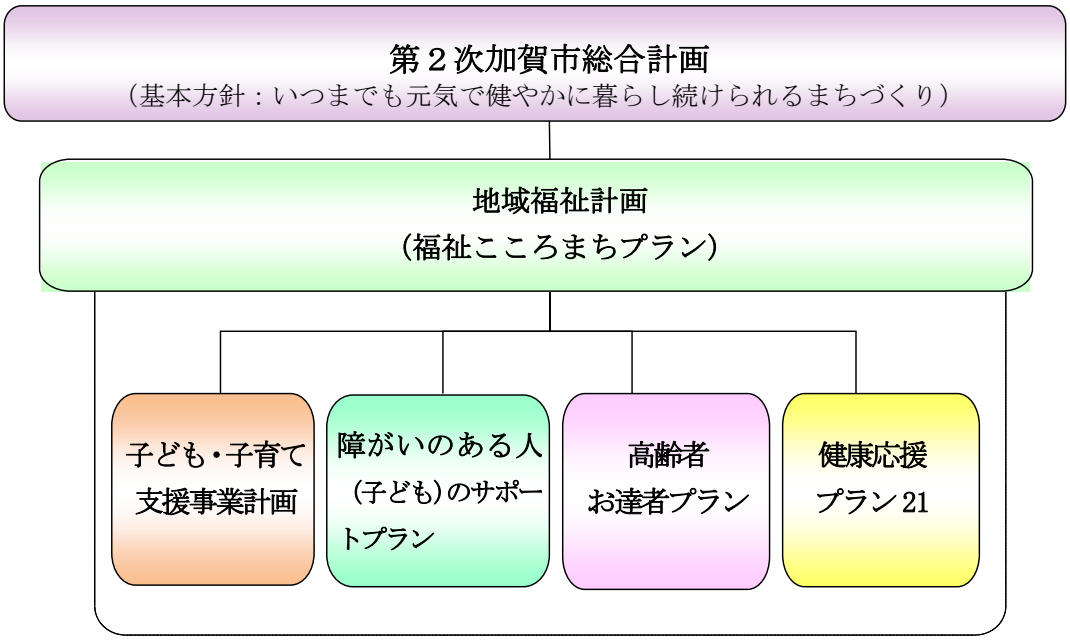

（2）計画に盛り込む事項

① 計画の基本的事項
　計画策定の背景と趣旨等

② 障がいのある人（子ども）の状況
　障がい者手帳所持者数の推移等

③ 計画の基本構想
　基本理念、基本目標等

④ 加賀市障がい者計画
　基本目標に関する施策等

⑤ 加賀市障がい福祉計画及び加賀市障がい児福祉計画
　成果目標、サービス見込量、サービス見込量確保のための方策等

3 計画期間

令和３年度から令和５年度までの３か年を計画期間とします。

4 策定スケジュール

日程	内容
6 月～7 月	策定方針の決定
11 月～12 月	計画素案の提示
2 月	計画最終案の提示
3 月	計画案の確定